

これまでの宿題事項について

— 薬局における服薬支援等について②—

(参考資料)

後期高齢者医療における 問診やお薬手帳等による重複投薬等の防止

外来・在宅

総合的に診る取組を行う医師



- ①問診や手帳等により服薬状況等を確認
- ②手帳への記載(シール等の交付も可)を算定要件化(院内処方により、薬剤を直接患者に交付した場合)

薬局



患者からの聞き取りや手帳等により服薬状況等を確認

手帳への記載を算定要件化(シール等の交付も可)

①

②

総合的に診る取組を行う医師
以外の医師・歯科医師

問診や手帳等により服薬状況等を確認



手帳に記載した場合(シール等の交付も可)に診療報酬上評価(院内処方により、薬剤を直接患者に交付した場合)



入院

医療機関



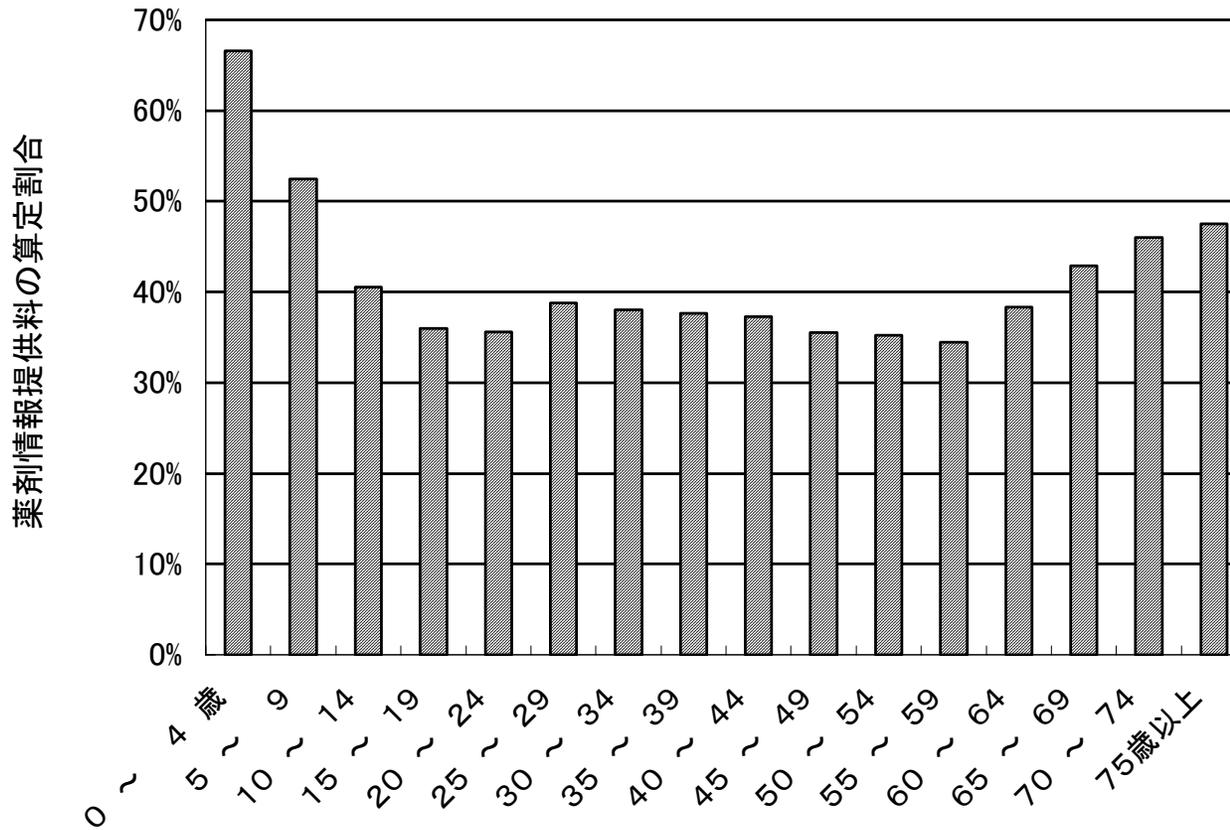
③

④

- ③問診や手帳等により服薬状況等を確認
- ④入院中に使用した主な薬剤(副作用が発現したものや退院直前に使用したもの等)を手帳に記載した場合(シール等の交付も可)に診療報酬上評価

お薬手帳の活用状況

図表1 お薬手帳の活用状況



出典：社会医療診療行為別調査